

令和 7 年第 7 回守山市農業委員会総会議事録

第 7 回守山市農業委員会総会を市役所 2 階防災会議室において招集する。

令和 7 年 7 月 10 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

1 議事日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員指名

(3) 提出議案

議第 27 号～議第 30 号

議第 27 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等
促進計画案に対して、意見を求めるもとに
ついて

議第 28 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対
し、許可をすることについて

議第 29 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対
し、許可をすることについて

議第 30 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対

し、許可をすることについて

報告第 31 号～報告第 35 号

報告第 31 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届

出の報告について

報告第 32 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届

出の報告について

報告第 33 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出につい

て

報告第 34 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解

約通知について

報告第 35 号 農地変更届出について

2 出席委員

1 今井 清市	2 本城 康吉	3 杉江 和
4 國枝 敏孝	5 木村 喜代子	6 深尾 円
7 大島 常弘	8 村瀬 伸一郎	9 岡本 良一
11 服部 重信	12 辰市 祐洋	13 西 直幸
14 大崎 恭義	15 九重 智子	16 千代 博

17 今井 誠二 18 西出 登志和 19 寺田 安喜雄
20 西村 明弘 21 宇野 正 22 中島 耕治
23 西村 正秋 24 西村 潔 25 山本 麻紀代
26 秋山 新治

3 欠席委員

10 番 高橋 謙二委員

4 会議に出席した説明員および書記

説明員	事務局長	武田 雅義
局 員	参事	寺田 篤司
局 員	専門員	柿本 勝幸
局 員	指導員	岡田 裕次
農政課	係長	臼井 薫
農政課	主事	佐々木 仁志

○事務局長

本総会は委員総数 26 名中 25 名の出席があり出席者数が過半数に達しておりますので、令和 7 年第 7 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後 2 時 00 分)

○議 長

それでは、令和 7 年第 7 回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件 3 件、その他案件 1 件、報告案件 5 件の合計 9 件でございます。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

続いて、現地確認者は各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●● 委員と●● ●● 委員です。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、

1 番 今井 清市 委員

2 番 本城 康吉 委員

を指名いたします。

○議 長

それでは、議題に入ります。議第 27 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第27号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対して、意見を求めるについて
(旧基盤法第18条)

以上です。

○議 長

事務局長より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局長 (会議規則第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第27号につきまして提案理由を農政課より申し上げます。

○農政課 (会議規則第9条議案の説明)

農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対して、意見を求めるについてでございます。

【議案に基づいて、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案の内容を説明】

以上の計画案の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議第27号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、ただいまの農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案についての意見を求めます。意見はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「なし」の声あり

○議長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

ないようでありますので、直ちに採決をいたします。

本件は「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声あり

○議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は「意見なし」とすることに決しました。

○議長

農政課の職員の方、ご苦労様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議長 (会議規則第7条議題の宣言)

次に、議第28号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第28号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて以上です。

○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (会議規則第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第28号の提案理由をご説明申し上げます。議案書5ページ、位置図はPDFの(25分の)2ページからとなります。

これは、農地の今までの権利移動を行うことについての許可案件でございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、3件でございます。

1番の案件です。(位置図 2/25)

土地の所在地は、○○町 ○○○ ○○○○番○1,168平方メートルの田です。

譲渡人は、○○町○○○○番地 ○○ ○○さん ○○歳。譲受人は、○○町○○○○番地の○ ○○ ○○さん ○○歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、55.6アール、通作距離は、0.8キロメートルです。

2番の案件です。(位置図 3/25)

土地の所在地は、○○町 ○○ ○○○○番 405 平方メートルの畠です。

譲渡人は、○○町○○○番地の○ ○○ ○○さん ○○歳。譲受人は、草津市○○町○○○番地○○ ○○ ○○さん ○○歳です。

契約内容は贈与。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、202.2 アール、通作距離は、8.8 キロメートルです。

3番の案件です。(位置図 4~7/25)

土地の所在地は、○○町 ○○ ○○○○番○ 2,740 平方メートルの田、○○町 ○○ ○○○○番 298 平方メートルの畠、○○町 ○○○ ○○○○番○ 1,150 平方メートルの田、○○町 ○○ ○○○○番 1,563 平方メートルの田、○○町 ○○○ ○○○○番 1,178 平方メートルの田、同じく○○○○番 1,290 平方メートルの田、および○○町 ○○ ○○○○番○ 1,774 平方メートルの田、7筆合計で 9,993 平方メートルです。

譲渡人は、湖南市○○○○ ○丁目○番○○号 ○○ ○○さん ○○歳。譲受人は、同住所の○○ ○○さん

〇〇歳です。なお、この二人の関係は、親子関係になります。

契約内容は贈与。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、111.3 アール、通作距離は 16.1 キロメートルです。

以上の案件につきましては、

農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件については、正当に耕作等を実施されるため、該当しません。

第 2 号の法人要件については、個人間の取り引きであり、該当しません。

第 3 号の信託要件についても該当しないこと、また、第 4 号の農作業常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、第 5 号の貸借による他への貸付もなく、第 6 号の周辺農地利用に支障も来しません。

これらのことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しませんので、許可相当と考えます。

以上で、議第 28 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認状況を報告いただきます。

まず、1 番の案件を ●● ●● 委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

事務局より説明のありました、1番については、譲渡人はご主人をなくされ耕作ができないということで、今回譲受人と売買されるということで問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

○議 長

続いて、2番と3番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

事務局より説明のありました、2番については譲渡人が高齢であることと、現在も譲受人が耕作をされており、問題ないと考えます。

また、3番については譲渡人と譲受人が親子関係であり、譲渡人が体調不良であることもあり息子さんに贈与されるということで問題ないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「なし」の声あり

○議長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

ないようありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声あり

○議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可相当とすることに決しました。

○議長 (会議規則第7条議題の宣言)

次に、議第29号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第29号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (会議規則第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第 29 号の提案理由をご説明申し上げます。議案書は 7 ページ、位置図は 10 ページからとなります。

こちらは転用を目的とする権利移動の伴わない自己転用の案件でございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は 1 件でございます。

1 番の案件です。(位置図 10~13/26)

申請地は、○○町 ○○ ○○○番○ 307 平方メートルの畠で、現況は宅地です。申請人は、○○町○○○番地 ○○ ○○さん ○○歳。転用の事由は農業用倉庫です。申請人の○○さんの耕作面積はおよそ 27 万平方メートルであり、申請地内に既存の倉庫を 1 棟、また町内の他所でも倉庫を有しておりますが、耕作面積の増加により農機具等の保管場所はなお不足している状況であるため、今回申請地内に新たに農業用倉庫を 1 棟建築されるものです。立地基準の判断については、団地規模が 10 h a 以上の一団の農地で、第 1 種農地となります。第 1 種農地では、原則として転用の許可ができませんが、本件は農業用施設であるため、例外的に許可ができるものです。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上、議第29号の提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認状況を報告いただきます。

○●番 ●● ●●委員

ただいま説明がありました案件につきましては、申請地の位置図の通り、当該地の隣接に田がありますが、用水路的にも問題がないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

○議長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか。

○当番委員 (●● ●●委員)

ただいま説明がありました案件については、6月25日に現地確認を行い、問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

○議長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「なし」の声あり

○議長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

ないようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声あり

○議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可相当とすることに決しました。

○議長 (会議規則第7条議題の宣言)

次に、議第30号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第30号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

以上です。

○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (会議規則第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第30号の提案理由をご説明申し上げます。議案書は8ページ、位置図は15ページからとなります。

こちらは転用を目的とする権利の設定・移転等の案件でございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。今月は1件でございます。

1番の案件です。(位置図 15~16/26)

申請地は、○○町 ○○○○ ○○○○番 89 平方メートルの田、現況は宅地で譲渡人は、○○町 ○○○○番地○○ ○○さん ○○歳です。譲受人は、○○町○○○○番地 ○○ ○○さん ○○歳です。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は贈与。転用の事由は住宅用地です。

申請地には、すでに古い住宅が建てられておりますが、これは昭和20年代に譲渡人と譲受人の先代が売買をおこなって住宅を建築されたものということで、無断転用是正案

件となります。今回の申請により所有権移転と地目変更を行われようとするもので、工事が行われるものではありません。

立地基準の判断については、集落内であり、住宅等が連たんしている区域内であることから、第3種農地となります。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上、議第30号の提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当の●● ●●委員から、確認状況を報告いただきます。

○●番 ●● ●●委員

ただいま説明がありました案件については、既に昭和20年代に譲渡人と譲受人の先代である譲受人の父が、当該地を売買され住宅を建てられましたが、現在まで登記がなされておらず今般是正をされるということで、事務局にも確認し問題ないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

○議長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足すること
はございませんか。

○当番委員 (●● ●●委員)

6月25日に現地確認を行い、問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

○議長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「なし」の声あり

○議長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

ないようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を
いたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議あり
ませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声あり

○議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可相当とす
ることに決しました。

○議長

次に、報告事項に入ります。

報告第 31 号から第 35 号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書 記

報告いたします。

報告第 31 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による
届出の報告について
4 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 32 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による
届出の報告について

2 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 33 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出につ
いて

7 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 34 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借
解約通知について

4 件の通知です。内容については記載の通りです。

報告第 35 号 農地変更届出について
1 件の届出です。内容については記載の通りです。

以上です。

○議 長

ご苦労様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何か質問はありますか。

○●番 ●● ●●委員

報告第 33 号の相続案件の 5 番と 6 番に自作の継続とあります。権利を取得された方が大阪の豊中市にお住いの方ですが、自作をされるのでしょうか。

○事務局

相続の届出事項に農地をどうするかを記載することになつてないため、詳細はわかりません。貸借権のない農地であるため、自作の継続と記載しております。

○議 長

他に何か質問はありませんか。

———— 「なし」 の声あり ————

○議 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議された案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 2 時 40 分)

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成した。

令和7年7月17日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第18条の規定により下記に署名する。

1番 今井 清市 委員

2番 本城 康吉 委員